

登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとするときの登録抹消届出書の
添付書類の取扱いについて（関連資料）

1. 提出書類の取扱い変更イメージ

届出者 提出書類	法定代理人（成年後見人等）		（参考） 相続人
	今後の取扱い（案）	現行の規定	
・登録抹消届出書	○	○	○
添付書類 ・戸籍抄本	× ←	○	○
・登記事項証明書（法定代理人と本人との関係及び本人が成年被後見人等であることを示す書類）	○ ←	×	×

2. 関連法令

●政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（登録）

第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 以下略

（登録の抹消）

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するとき又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

- 一 第十九条の十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。
- 二 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

2 登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。

●政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）（抄）

（登録の抹消に関する届出）

第十四条の十 法第十九条の二十三第二項の規定により登録政治資金監査人が同条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならない。

●公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）（抄）

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 以下略

（登録の抹消）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士がその業務を廃止したとき。
 - 二 公認会計士が死亡したとき。
 - 三 公認会計士が第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 四 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。
- 2 日本公認会計士協会は、前項第四号の規定により登録を抹消するときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。
- 3 略

●公認会計士等登録規則（平成十九年十二月七日内閣府令第八十一号）（抄）

（登録のまつ消に関する届出手続）

第七条 公認会計士等が法第二十一条第一号から第三号まで又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至ったとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録のまつ消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。